

伊仙町立犬田布中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全職員で共有する。**いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。**

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特に、その中核となる、特別の教科道徳の授業の充実については、機会を捉え、その重要性を全教職員で共通理解を図ること。加えて、学級活動、生徒会活動等の特別活動を通して、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進すること。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、特別の教科道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。
- 生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。
※ 生徒会によるいじめ追放宣言

② いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、日常的に昼休み・休み時間等、校内の巡回を行ったり、授業の前には早めに教室に入り、生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめ調査実施後、該当生徒は担任との面談を実施する。
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談員やSC等と連携を図り、相談体制の整備を行う。
- 定期的に教育相談を実施する。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルスキルワーカー、町教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。
- いじめに関する道徳の授業の内容を、お互いに提供し合い、情報交換をすることで、教師の力量を高める。
- 構成的グループエンカウンターを実施し、生徒同士の仲間づくりの意識を高める。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。また、啓発活動としては、PTAの機会等も利用していく。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任など

<活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>

生徒指導委員会を定例会と兼ねるとし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- 生徒がいじめを受けていると分かったときは、いじめの情報を教職員で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうることから、直ちに情報共有を行うとともに、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ いじめの解消

○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

（3）重大事案への対処

重大事態とは、・・・

○ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、いじめ防止推進法第28条に規定する又は上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安の期間にかかわらず、以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

② 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○ 調査組織の構成

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有し

ない者

(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

○ 調査方針の説明

- ・ 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
- ・ 被害生徒、保護者の心情を害する言動は、厳に慎む。
- ・ 被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。
- ・ 調査実施前に、被害生徒・保護者に対して、以下の事項について説明する。

ア 調査目的・目標

イ 調査主体（組織の構成、人選）

ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

エ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）

オ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

カ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等を行う。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

いじめ追放宣言

わたしたちは、いじめを絶対に許しません。だから、

一、悩んでいれば相談し、相談される側はしっかり相談に乗ります。

二、人を見下しません。

三、差別や暴力など人の嫌がることはしません。

四、困っている人を見つけたら、みんなで支え合い、協力します。

五、一人一人の気持ちを尊重し仲間を大切にします。

令和二年七月二〇日
伊仙町立犬田布中学校生徒会